

厚生労働科学研究費補助金
子ども家庭総合研究事業

児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的
アセスメントの導入に関する研究

平成 17 年度 研究報告書

主任研究者 西澤 哲

平成 18 (2006) 年 3 月

目 次

I. 総括研究報告書	
児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的 アセスメントの導入に関する研究 西澤哲	1
II. 分担研究報告	
1. 虐待を受けた子どもの心理診断のための 半構造化面接法の開発(2) 犬塚峰子	7
2. 虐待を受けた乳幼児の行動チェックリスト の開発とその応用 奥山真紀子, 泉真由子	75
3. 虐待を受けた子どもの行動チェックリストの 臨床的妥当性および有用性の検討 西澤哲	95
4. 虐待的行為につながる心理的特徴について : 虐待心性尺度 (Parental Abusive Attitude Inventory: PAAI) の開発に向けた予備的研究 西澤哲, 屋内麻里	133
5. 虐待傾向を示す保護者の精神医学的問題に 関する研究 阿部恵一郎	145
6. 虐待傾向のある家族のアセスメント チェックリストの開発 福山清蔵	163

(添付資料)

児童福祉機関における思春期児童等に対する 心理的アセスメントの導入に関する研究

主任研究者 西澤 哲（大阪大学大学院人間科学研究科）

研究要旨

子ども虐待に事例に適切な対応を行なうことを目的に、これまで2年にわたり研究を実施してきた。最終年度に当たる本年度においては、これまでの研究によって開発した「虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法」と、虐待による心理的・行動的影響を評価するための他者評定法である「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト」（ACBL-R）の臨床的妥当性を検討し、またその臨床的有用性を確認するために、関東圏の児童相談所に虐待を主訴に一時保護された子どもを対象とした追跡調査を行なった。その結果、半構造化面接法とACBL-Rが十分な妥当性を備えており、また、子どもの将来の問題行動をある程度予測することが示された。

また、これまでの研究で作成した生後6ヶ月から就学前までの乳幼児を対象とした「虐待を受けた乳幼児の行動チェックリスト」の有用性を確認するための分析を行い、本チェックリストが虐待を受け施設に入所している子どもの心理面、行動面の状態を的確に評価できることを示した。さらに、本チェックリストを用いた応用研究として、どのような背景因子が子どもの問題行動に関連しているかを検討した。

虐待傾向を示す保護者の心理状態の評価に関しては、前年度までの研究では十分な成果が得られていなかった。そこで、本年度は、120名の一般家庭の保護者を対象に調査を実施し、その結果に基づいて「虐待心性尺度」（PAAI）を作成し、本尺度の信頼性と妥当性を確認した。また、これまでの研究から、虐待傾向を示す保護者には精神医学的問題を有するものが少なくないとの結果が得られていたため、児童相談所が虐待を主訴に一時保護を実施した事例の保護者を対象に精神医学的問題の検討を行い、多くの保護者が精神医学的な問題を抱えていることを明らかにした。

さらに、虐待を生じる家族全体のアセスメントに関して、これまでの2年度の研究で開発した「家族アセスメントチェックリスト」の精度を向上させるための分析を行い、再度、児童相談所、児童養護施設、及び公立小学校を対象とした調査を実施し、本チェックリストが十分な妥当性を備えたものであることを示した。

分担研究者（50音順）

阿部恵一郎（創価大学）

犬塚峰子（東京都児童相談センター）

奥山眞紀子（国立成育医療センター）

福山清蔵（立教大学）

A. 研究目的

本研究は、虐待を受けた子ども、保護者、及び家族の心理的アセスメントの方法の開発を目指して2003年度より開始した研究の最終年度の研究である。本年度は、これまでの研究で開発・作成した各種の面接法及び評

価尺度が臨床的な妥当性と有用性を備えているものであることを確認すること、及びこれまでの研究で十分には行なえてこなかった保護者や家族のアセスメント尺度等の作成もしくは改良を主たる目的とした。

「虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法」及び「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト」に関しては、臨床的な妥当性及び有用性の確認が主たる研究目的となった。また、「虐待を受けた乳幼児の行動チェックリスト」と「家族アセスメントチェックリスト」については、これまでの研究を継続し、妥当性を確認することが主たる目的となった。あわせて、これまでの研究で示唆された、虐待傾向を示す保護者の精神医学的問題についても継続した研究を実施した。

さらに、これまでの研究で不十分であった虐待傾向を示す保護者の心理的状況のアセスメント法の開発に向けた研究を実施した。

B. 研究方法

本研究は、虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法の開発(分担研究Ⅰ)、虐待を受けた乳幼児の行動チェックリストの開発(分担研究Ⅱ)、虐待を受けた子どもの行動チェックリストの臨床的妥当性及び有用性の検討(分担研究Ⅲ)、保護者の虐待心性尺度の開発に向けた研究(分担研究Ⅳ)、虐待傾向を示す保護者の精神医学的問題に関する研究(分担研究Ⅴ)、虐待傾向を示す家族のアセスメントチェックリストの開発に向けた研究(分担研究Ⅵ)から構成される。

分担研究Ⅰ及びⅢにおいては、これまでの研究で作成した面接法と尺度の臨床的妥当性及び有用性を確認するため、関東圏の児童相談所に虐待を主訴に一時保護された事例を対象に一次調査を実施し、一次調査から数ヶ月が経過した時点で追跡調査を行った。この2つの調査の結果を比較、分析することに

よって、本面接法と尺度の臨床的な妥当性と有用性を検討した。

分担研究Ⅴでは、この一次調査と追跡調査の対象となった事例の保護者に関して、精神障害による受診歴、援助者から見た精神的な問題の有無、及びアルコール依存症の有無とその程度の評価を行った。

分担研究Ⅳでは、小学生の子どもを持つ一般家庭の保護者を対象に、虐待傾向につながる保護者の心理的評価を目的として本研究のために作成した「虐待心性尺度」(Parental Abusive Attitude Checklist: PAAI)、保護者自身の被虐待体験を問う質問紙、及び、自身の子どもに対する実際の虐待行為の有無と程度を問う質問紙からなる調査票を配布し、その結果を分析した。

分担研究Ⅱでは、これまでの研究で収集したデータの詳細な分析を行うことで、「虐待を受けた乳幼児の行動チェックリスト」の妥当性を確認した。また、本チェックリストを用いて、施設に入所している乳幼児の心理面及び行動面の問題と虐待体験の関連を検討した。

分担研究Ⅵでは、16年度の研究で作成した「家族アセスメントチェックリスト」を用いた調査を、児童相談所で一時保護した子ども、児童養護施設に入所中の子ども、及び公立小学校に在籍中の子どもの家族を対象に実施し、3群間の比較によって本チェックリストの妥当性を検討した。

C. 研究結果

【分担研究Ⅰ】

一次調査と追跡調査において、本研究で提示した「虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法」を用いて面接を実施してきた29事例を対象に、面接結果の妥当性を検討した。その結果、29事例中28事例(96.6%)において、評価点の変化には何らかの根拠があり、本面接法による所見が子どもの変化を

的確に把握しうることを示され、その妥当性が質的に確認された。また、本面接法に基づいて子どもの面接を行った児童心理司に対するアンケート調査の結果から、分析結果を参考にして面接法の一部を改定し、その実用性を高めることができた。

【分担研究Ⅱ】

虐待を受け施設に入所している乳幼児を対象とした「虐待を受けた乳幼児の行動チェックリスト」の結果の分析から、本チェックリストが乳幼児の心理面及び行動面の問題を的確に評価しうることを確認し、その臨床的妥当性を示した。また、本チェックリストも用いた応用研究によって、これまでも入所経験のある幼児のほうがそうした経験のない幼児よりも心理面・行動面の問題が大きいこと、「喪失体験」や「その他の何らかのトラウマ体験」を持つことは、乳幼児の心理面・行動面での問題を誘発する可能性があることが示唆された。また、施設入所中の乳幼児においては、「性別」や「知能指数」などの個人属性、「喪失体験の有無」などの成育歴上の問題、「入所時年齢」や「入所期間」などの施設利用上の要因が、被虐待体験の有無と関連のあることが明らかとなった。

【分担研究Ⅲ】

虐待を主訴に児童相談所に一時保護された子どもの追跡調査の結果から、ACBL-Rが子どもの行動の変化を予測する上で十分な臨床的妥当性を備えた尺度であることが確認された。また、ACBL-Rの結果と虐待の種別や保護者の心理的特徴の関連の分析によって、子どもの「虐待的人間関係の再現性」や「力による対人関係」などの問題は、保護者の子どもに対する「嫌悪感・拒否感」などの心理的加虐性と関連しており、こうした心理は身体的虐待の場合に特に顕著であること、また、子どもに「自信の欠如」や「学校不適応」などの問題が顕著である場合には保護者に上述のような心理的加虐性は認められず、こう

した特徴はネグレクトの事例に多いことなど、虐待の種別や子どもに対する保護者の心理と、子どもが示す心理・行動上の問題に一定のパターンがあることが示された。

【分担研究Ⅳ】

57項目からなる「虐待心性尺度」(PAAT)に対する120人の保護者の回答の因子分析によって、「体罰肯定」、「自己の欲求優先」、「自信喪失」、「被害的認知」、「疲労・疲弊」、「完璧志向性」の6因子が抽出された。

この6因子のうち、「自信喪失」と「完璧志向性」を除いた4因子について、子どもに対する実際の虐待的行動と有意な相関が認められ、本尺度が虐待にいたる保護者の心理を的確に評価しうることを示された。

これらの4因子のうち、特に子どもに対する「被害的認知」が実際上の虐待的行動にもっとも影響を与えていることが示され、さらに、「被害的認知」は、自らが被虐待経験を持ち子どもに虐待的な行為をする傾向のある保護者に特有の心理的特徴であることが示唆された。

【分担研究Ⅴ】

追跡調査で保護者の問題について回答があった43事例を対象に分析を行なったところ、薬物乱用が8例(18.6%)、児童相談所の児童福祉司等が精神科的問題の存在を想定した事例が19例(44.2%)、実際に精神科医療を受けていた事例が14例(32.6%)あった。薬物乱用が認められたもののうち、アルコール乱用のあった5事例に対して「アルコール乱用既往チェックリスト」による採点を行なったところ、4例は重篤なアルコール依存であるとの結果となった。この結果から、児童相談所が虐待を主訴に一時保護を行なう事例の保護者の多くに、薬物乱用や依存を含む精神障害が認められることが明らかとなった。

【分担研究Ⅵ】

「家族アセスメントチェックリスト」の得

点を、児童相談所群、児童養護施設群、公立小学校群の3群間で比較したところ、児童相談所群と児童養護施設群、児童相談所群と公立小学校群、及び児童養護施設群と公立小学校群の間に平均値の有意な差が認められることがわかった。

D. 考察

本研究によって、虐待を受けた子どもやその保護者の心理的アセスメントに用いることができる、十分な信頼性及び妥当性を備えた面接法、及び行動チェックリストを得ることができた。従来、虐待事例のアセスメントは、既存の各種心理評価法に頼らざるを得ず、これらの評価法は、子どもに対する虐待の影響を把握し評価する上で適切であるとは言いが難かった。また、虐待傾向のある保護者の心理的アセスメントの道具は皆無といった状況にあり、従来のケースワークは、いわば児童福祉司や児童心理司などの経験に依拠する部分が大きかったと言える。その点、本研究で作成した面接法や尺度を用いることで、子どもや保護者の状態をより客観的に把握できるようになり、「実証的なソーシャルワーク」(evidence-based social work)への道が拓かれたことになろう。

生後6ヶ月から就学前の子どもを対象とした「虐待を受けた乳幼児の行動チェックリスト」を用いた応用研究では、福祉施設への入所経験の繰り返しは子どもの心理面・行動面に悪影響を与える可能性があること、及び、「喪失体験」や「その他の何らかのトラウマ体験」が子どもの問題を誘発する可能性があることが示された。この結果は、虐待によって施設に入所している乳幼児の支援や援助について重要な示唆を与えてくれると言える。

6歳以上の子どもを対象とした「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト」(ACBL-R)を用いた研究では、子どもの問題行動の多く

が、一時保護の実施時よりも、数ヵ月後の時点でより増加していたとの結果となった。これは、虐待環境から保護されて身体的安全性が確保されることで、それまでは恐怖などによって抑圧・抑制されてきた問題を子どもが次第に表現し始めることによるものと考えられる。したがって、一時保護時のアセスメントの結果をもとに、今後の問題の発生やその程度を予測し、子どもの心理的なケアのプランを立てる必要があると言えよう。

また、上述のように ACBL-R によって把握される子どもの「問題行動」は時間の経過とともに増加する傾向があるのに対して、TSCC が評価する子どもの主観的な心理的症状は減少することが明らかとなった。これは、おそらく、一時保護時は活発であった心理的な問題を時間の経過とともに子どもが次第に抑圧するようになり、その結果、行動上の問題が増加するためであると考えられる。したがって、子どもがさまざまな苦痛を感じている一時保護時に子どもの心理的症状を積極的に取り扱い、そうしたかかわりを継続的に行なうことによって、子どもの問題行動の増加を予防できる可能性があると言えよう。

ACBL-R を用いた応用研究によって、虐待種別や子どもに対する保護者の心理的特徴と、子どもに顕著に見られる問題行動との間に一定のパターンが認められることが示唆された。本研究で得られた知見は、虐待種別ごとの子どもに対する心理的影響や、保護者の心理と子どもの心理との関連性を探求する研究の道を拓いたと言える。

「虐待心性尺度」を用いた研究では、子どもに対する保護者の被害感(子どもによって自分が被害を受けているという保護者の認知)が子どもに対する虐待的行為にもっとも結びつきやすいことが明らかとなった。今後、保護者に対するケースワークや心理的援助を行なうに当たっては、子どもに対する被害感の存在や程度に着目する必要があるかも

しれない。また、この被害感は、自らが子ども頃に虐待を経験した保護者に特徴的に見られる心理状態であることも明らかとなっている。いわゆる「世代間伝達」の力動の解明においては、被害感の形成とその影響を探っていく必要があると言えよう。

また、本研究では、虐待傾向のある保護者における精神障害の有病率が従来の報告よりもかなり高率であるとの結果となった。これは、従来の研究が虐待傾向を示す保護者全般を対象としているのに対して、本研究が児童相談所による一時保護を必要とするほどの深刻な事例を対象としたためである可能性がある。一時保護を要するような事例の場合には、福祉的観点のみならず、保護者の精神保健に関する知識やそれに基づいたケースワークが援助者には求められることになる。

虐待は「家族の問題」であり「家族病理」を捕らえる視点が必要であるとの指摘が繰り返されてきたものの、こうした家族の問題を客観的に捉えるための尺度などの道具は、わが国のみならず国際的に見てもほとんど存在しない。本研究では「家族アセスメントチェックリスト」を作成し、臨床群と一般群とで本チェックリストの平均値に有意差が認められることが示された。本チェックリストが、虐待傾向を有する家族のアセスメントに関する今後の研究の土台となると言える。ただし、本研究ではこのチェックリストの下位尺度に関する精査は行なえなかった。今後の課題である。

E. 結論

1. 本研究によって、子どもに対する虐待経験の心理・行動的影響、及び保護者の心理を客観的に評価するための、信頼性及び妥当性を備えた面接法及び尺度が作成された。
2. これらの尺度を用いることによって、従

来、経験等に依拠せざるを得なかった虐待事例に対するソーシャルワークを実証的に行ないうる可能性が示された。

3. また、子どもや保護者の心理的な治療やケアに対するニーズを客観的に評価し、プランを立てることが可能となる。
4. 虐待事例においては、保護者の精神科的問題を考慮に入れたケースワークが必要である。
5. 今後、本研究で作成された尺度をもとに、虐待を生じる家族のより精緻なアセスメント法の開発に向けた研究が必要である。

《謝辞》

本研究の実施は、各地の児童相談所、一時保護所、保健所や市町村保健センター、乳児院、児童養護施設、保育園、小中学校の関係者の方々の大変なご尽力に支えられました。ご協力いただいた関係者の方々に心より感謝申し上げます。

F. 研究発表

1. 論文発表

西澤哲. 虐待を受けた子どもの心理的援助あり方：実証的研究をもとに。津田，大矢，丹野(編)，「臨床ストレス心理学」，東大出版会，印刷中。

2. 学会発表

屋内麻里，西澤哲，尾崎仁美，上條史絵，菅生聖子，中田果林，沼谷直子，藤澤陽子，松原秀子，山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(1)：「虐待経験尺度(改訂版)：AEI-R」の作成とカットオフ値設定の試み. 第46回日本児童青年精神医学会総会，2005年11月11日，神戸国際会議場。

上條史絵，西澤哲，尾崎仁美，菅生聖子，中田果林，沼谷直子，藤澤陽子，松原秀子，屋内麻里，山本知加. 虐待が子どもの及ぼ

す行動への影響に関する研究(2)：「虐待を受けた子どもの行動チェックリスト改訂版」(ACBL-R)の作成とカットオフ値設定の試み. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005年11月11日, 神戸国際会議場.

菅生聖子, 西澤哲, 尾崎仁美, 上條史絵, 中田果林, 沼谷直子, 藤澤陽子, 松原秀子, 屋内麻里, 山本知加. 虐待が子どもの及ぼす行動への影響に関する研究(3): AEI-RとACBL-Rを用いた実証的研究. 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005年11月11日, 神戸国際会議場.

泉真由子・奥山眞紀子, 「虐待を受けた幼児の行動チェックリストの開発とその分析」, 第46回日本児童青年精神医学会総会, 2005年11月11日, 神戸国際会議場.

虐待を受けた子どもの心理診断のための半構造化面接法の開発（2）

分担研究者 犬塚峰子¹⁾

研究協力者 伊藤くるみ²⁾ 伊東ゆたか¹⁾ 大場千明¹⁾ 金沢知子³⁾ 木野内由美子⁴⁾

（50音順） 木全 繁¹⁾ 高田真規子⁵⁾ 田崎美佐子⁶⁾ 宮野敏昌⁷⁾

1) 東京都児童相談センター 2) 品川児童相談所 3) 足立児童相談所

4) 子山ホーム 5) 東京都教育相談センター 6) 北児童相談所 7) 小平児童相談所

研究要旨：本研究は、児童相談所の児童心理司が、虐待を疑われて一時保護された子ども（児童期、青年期）の心理診断を行う際に用いる、半構造化面接法を開発することを目的としている。昨年は半構造化面接法を作成し、信頼性と内容的妥当性の検討を行い、確認された。

本年度は、この面接法を用いて一時保護時と数ヵ月後に、2度の面接を実施し、総合評価の評価点の変化がその間の子どもの状態の変化を反映するかどうかを分析することにより、妥当性の検討を行った。29事例中28事例（96.6%）については、評価点の変化（不変）に根拠があり、子どもの状態の変化（不変）を敏感に捉えていることが示されたため、妥当性が質的に確認された。

また「半構造化面接法」を使用した児童心理司に対してアンケート調査を実施し、その分析結果を参考にして面接法の一部を改訂し、実用性を高めた。

今後、信頼性と妥当性の確認された「半構造化面接法」を用いて追跡調査を実施し、虐待を受けた子どもの心身の状態の推移を、心理・行動・発達・社会的側面など9つの次元で捉え、その時々の治療・支援の種類や方法の検討、予後の良悪に影響する因子の検討などが必要である。個々の経験にそういった知見が加わることにより、早い時期の的確な心理学的評価とそれに基づいた適切な治療・支援の提供が可能になり、虐待を受けた子どもの良好な予後につながると考える。

A. 研究目的

本研究は、児童相談所の児童心理司が、虐待を疑われて一時保護された子ども（児童期、青年期）の心理診断を行なう際に用いる、半構造化面接法を開発することを目的としている。

B. 研究方法

昨年は「半構造化面接法」を考案し（図1）、その使用方法を詳しく説明した「心理アセスメント面接 解説編」、面接する際に用いる「面接マニュアル」、心理診断をまとめるための「総合評価基準尺度」、総合評価、一時保護所用の「子

どもの行動観察チェックシート」を作成した。それを用いて児童心理司2人が1人の子どもを面接し、それぞれが総合評価表に記入した評価点の一致度をみることにより信頼性の検討をおこない、質的側面から信頼性が確認された。さらに虐待を経験した子どもの心理学的・精神医学的アセスメントに関する文献を概観することにより内容的妥当性の検討をし、確認された。

本年度は、児童相談所の担当児童心理司が、虐待を受けて一時保護された小学生以上の子どもに対して、半構造化面接法を使用して、一時保護時（一次調査）と2～6ヵ月後（二次調査）に2回

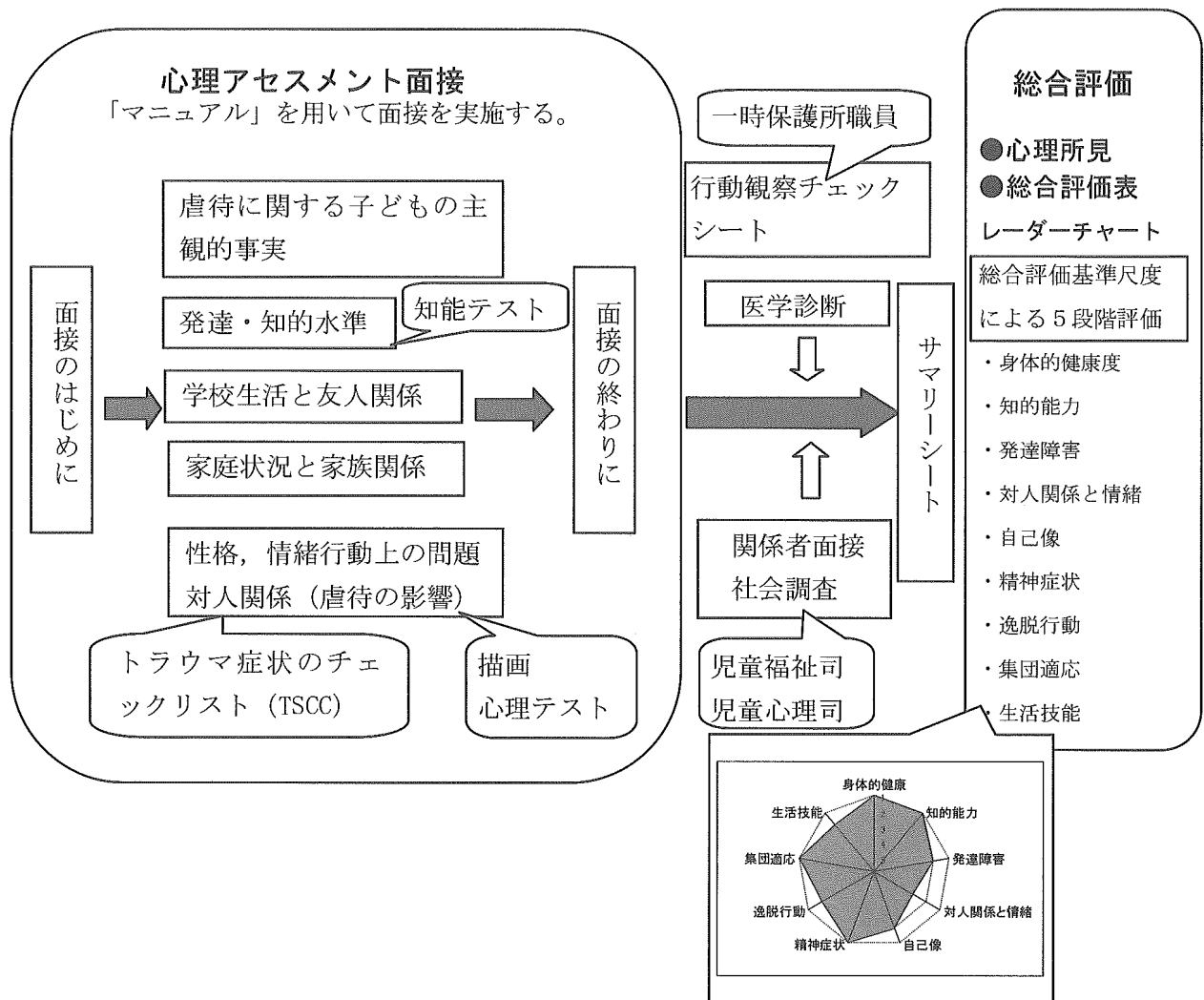


図1 半構造化面接の構成

心理診断を行い、その総合評価を比較することにより妥当性の検討を行った。

また、「半構造化面接法」を使用して心理診断を行なった児童心理司に対してアンケート調査を実施し、その結果を参考にして面接法を改訂した。

1. 調査方法

説明会を開催して、協力の申し出のあった児童相談所の児童心理司の代表者に半構造化面接法の使用方法を説明した上で、「心理アセスメント面接・解説編」を全員に配布し、面接方法を周知した。

平成17年度前半の約3ヵ月間に（一次調査）児童相談所で一時保護した、虐待を受けたと推定される小学生以上の子どものうち、この「半構造化面接法」に則って面接することが可能であると判断された子どもに対して、以下の方法で担当児童心理司が面接を行ない、「総合評価」を作成した（図1）。

「面接マニュアル」（手引き書）を用いて面接を行い、記録は任意の用紙か「面接記録用紙」に記入した。導入（はじめに：信頼関係の形成）に続き、5つのアセスメントのポイント（①虐待に関する子どもの主観的認知、②発達・知的水準、③学校生活・友人関係、④家族状況・家族関係、

⑤性格、情緒・行動上の問題、対人関係)をおさえながら面接し、知能テストや心理テストや「TSCC (トラウマ反応のチェックリスト)」なども併せて実施した。

面接から得られた内容と、一時保護所職員が記入した「子どもの行動観察チェックシート」と、家族、学校、地域から得られた情報を総合して心理所見を作成するとともに、子どもの身体、精神、行動、生活などに関する9つの項目について「総合評価基準尺度」に基づいて5段階評価を行い、その点数を「総合評価表」記入した。

二次調査は、一次調査から数ヶ月～半年後に行なわれ、一次調査で面接した子どものうち、二次調査時点で面接可能な子どもに対して、1回で面接できるように一部改変した(知能テストや質問内容の一部省略、居住場所による質問内容の一部変更など)「半構造化面接法」を用いて実施し、「総合評価」を作成した。児童養護施設に入所している場合は、行動観察については「ACBL-R」を用い、「児童養護施設調査表(面会の状況、心理ケアの状況、寮のメンバー構成、職員の構成、援助及び対応の方針など)」の記入を担当職員に依頼した。

2. 妥当性の検討のための方法

2回の面接により導き出された総合評価の評価点を比較し、その評価点の変化(あるいは不変)が、追跡期間における被虐待児の状態の予測される変化を正しく反映しているかどうかを分析して、開発した半構造化面接法の妥当性を検討した。具体的には、児童相談所での被虐待児のアセスメントと治療に長年携わっている児童心理司と児童精神科医(経験年数5年～12年、平均経験年数:8.6年)9人が、提出された下記の資料を、従来の調査研究結果や臨床経験に基づいて分析した。

分析に用いた資料を以下に示す。

・「フェースシート」:基本情報で主として児童福祉司が記入。一次調査用、二次調査用がある。家族歴、生育歴、一時保護に至った経過、虐待の

内容、二次調査時点での子どもと家族の状況と問題点。

- ・「AEI-R (虐待体験評価尺度)」
- ・「面接記録用紙」(任意)
- ・「総合評価」:「心理所見」,「総合評価表」,「虐待の重症度」が記入されたもの。
- ・TSCC, CDC, CDI, IES-Rなど、面接で使用したチェックリスト、知能テスト結果、心理テスト結果、描画など。
- ・「子どもの行動観察チェックシート(一時保護所用)」,「ACBL-R(子どものトラウマ行動チェックリスト)」
- ・「児童養護施設調査表」:二次調査時に児童養護施設に入所している場合。面会の状況、心理ケアの状況、寮のメンバー構成、職員の構成、援助及び対応の方針など。

(倫理面への配慮)

面接で得られた情報は、個人が特定できないようにプライバシー保護には十分に配慮した。

C. 研究結果

1. 面接対象

一時保護時と追跡時の2回の面接を実施できたのは、14ヶ所の児童相談所の事例で、29人(男子14人、女子15人)、年齢は6歳～15歳で平均年齢(10.9±2.2)歳であった。追跡時の居住場所は、児童養護施設20人(68.9%)、保護所5人(17.2%)、家庭4人(13.8%)で、追跡時までの期間は、2～6ヶ月(平均5.1±1.4ヶ月)であった。

受けた虐待(重複)(図2)はネグレクト18人(62.1%)、身体的虐待17人(58.6%)、心理的虐待13人(44.8%:うちDV目撃5人)、性的虐待4人(13.8%)で、16人(55.1%)は重複して虐待を受けていた。

虐待の重症度は(図3)、「生命の危機あり」2人、「重度虐待」9人、「中度虐待」10人、「軽度虐待」6人、「虐待の危惧あり」1人、不

明1人であった。

虐待者（重複）は、実母17人、養継父・内夫9人、実父6人、養継母2人、祖母1人、実兄人、祖母の内夫1人であった。

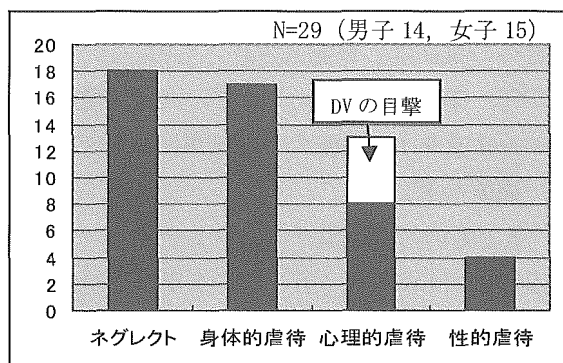


図2 虐待の種類（重複）

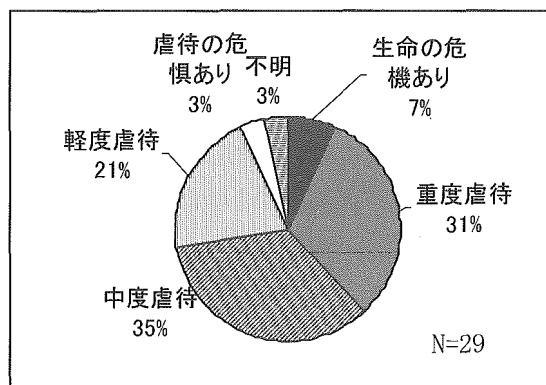


図3 虐待の重症度

2. 総合評価点の比較と妥当性の検討結果

表1-1, 表1-2, 表1-3, 表1-4に29人の一次調査時と二次調査時の評価点と妥当性の検討結果を示した。プライバシーの保護に留意し、年齢は6歳から8歳を「学童期前期」、9歳から11歳を「学童期後期」、12歳から15歳を「思春期」として示し、個人が特定される情報は除いた。追跡期間において示された変化の特徴に基づいて、評価点の変化のあったものを3群に分類し、それに評価点の変化のなかった群を加えた4群についてそれぞれ表を作成した。

3. 評定者に対するアンケート調査結果

半構造化面接法を使用して心理診断を行なった児童心理司に対して、半構造化面接についてのアンケート調査を、一時調査時と二次調査時の2回行なった。一次調査で13人（回収率29.5%）二次調査で12人（回収率41.4%）と回答者が少ないため、必ずしも全体の意見を反映しているとはいえないが、結果を図4に示した。

D. 考察

1. 妥当性の検討

対象数が少ないため、質的な検討を行った。

(1) 全般的な改善のみられた事例（表1-1）

主にネグレクトを受け、養育環境の安定化とともに改善している事例（1～6）である。保護者に世話をされ支えられるという経験の乏しいネグレクトの子どもたちは、児童養護施設や保護所の安心できる場で、大人の適切な世話やサポートを受け、規則正しい生活を送ることで、基本的な生活習慣を身につけ、不登校が改善されて勉強にも取り組めるようになり、意欲や自己肯定感が徐々に回復していくことが予想される。特に家庭から分離した初期の段階では、適切な養育環境が与えられることが問題の改善に最も大きな力を発揮すると考えられる。こういった予想されるプラスへの変化が「知的能力」（学力の向上）、「自己像」（自己評価の向上）、「集団適応」（集団適応の改善）、「生活技能」（生活習慣が身につく）の各評価点の改善に反映されており、その妥当性が確認された。

主たる虐待がネグレクトでない場合でも（7）、適切な養育環境で肯定的な関わりを受けることで、自己評価、精神症状、対人関係、生活技能の面では改善がみられている。一方重度の逸脱行動の改善はなく持続しているが、逸脱行動の軽減は、適切な養育環境が与えられても長期かかることが従来の研究で示されているため、この段階で変化がないのは肯ける。

表1-1 総合評価の評価点の変化と妥当性の検討：全般的な改善のみられた事例

No	1	2	3	4	5	6	7	
年齢	学童期後期	学童期後期	学童期後期	学童期前期	思春期	学童期後期	学童期後期	
性別	女子	女子	女子	女子	男子	男子	男子	
虐待の種類	ネグ	ネグ	性・ネグ	ネグ	ネグ	ネグ・心	身・心・ネグ	
重症度	4	4	5	3	1	3	4	
追跡時居所	養	養	養	養	保	養	養	
追跡期間(ヶ月)	6	3	2	8	6	5	4	
一次調査・二次調査	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	
評価	身体的健康	1 1	2 3	1 1	4 2	1 1	1 1	2 1
	知的能力	3 2	3 2	2 1	3 3	2 1	2 2	3 3
	発達障害	1 1	3 2	1 1	1 1	2 2	1 1	1 1
	自己像	3 2	2 1	3 2	3 2	3 2	3 3	4 3
	精神症状	1 1	1 1	3 1	1 1	1 1	3 2	2 1
	対人関係と情緒	2 2	1 1	2 2	2 2	2 2	3 3	3 2
	逸脱行動	1 1	1 1	2 1	1 2	1 1	3 2	4 4
	集団適応	1 1	2 1	2 1	2 1	2 2	2 2	2 2
	生活技能	1 1	3 3	2 1	3 2	1 1	3 2	2 1
虐待の認識	有	否認?					否認	
TSCC	一次調査	すべて正常範囲	すべて正常範囲	PTSDが境界域		不安と解離が境界域		すべて正常範囲
	二次調査	すべて正常範囲	すべて正常範囲	すべて正常範囲	すべて正常範囲	すべて正常範囲		すべて正常範囲
心理ケア			予定		有		有	
児童福祉施設での援助	個別の対応で気持ちの表現を促す	身辺整理など基本的な生活技術の習得	自己主張できるような支援気持ちの受容	自信をつける愛着の対象を絞り、関係作りをする	緊張感を和らげるゆっくり待つ	子どもの特徴を理解して対応家族との関係を維持	個別的な関わり経験を増やす	
妥当性の検討	適切に養育され、大人に支えられて、入所前の不登校が改善され、勉強の遅れも取り戻しつつある。全体に意欲的となり自己評価も高まった。評価点の変化は、ネグレクトの子どもの予想される変化を捉えている。	通常の生活の中で適切な養育を受け、登校しさまざまな経験を通じて自己像や集団適応力や能力的な偏りが改善された。ネグレクトの子どもの予想されたプラスへの変化を捉えている。	ネグレクトの状態から、頼りになる大人から世話を受ける生活となり、心理的安定、学力の向上、自己評価の向上といったプラスの変化がみられた。それらは評価点の変化に反映されている。追跡期間が2ヶ月なので性的虐待の影響は、行動化されるまでに至っていない。	生活全般にわたって手がかけられていなかったのが、適切な養育を受けて、よい方向での変化がみられる。大人に対してはべたべた甘えるような行動、子どもにはかけでの乱暴な行為がみられ、虐待による影響が表出されている。評価点の変化はネグレクトの子どもの予想される変化を捉えている。	追跡期間中保護所の生活が続いている。ネグレクト、不登校の状態から大人から世話を受ける規則正しい生活となり、知的能力に応じた学力の向上と自信の回復につながった。ネグレクトの子どもの予想されたプラスの変化を捉えている。	ネグレクトの状態から、大人がきちんと関わる環境となり、精神的に安定してプラスの方向での変化がみられる。評価点の変化はこれらを反映している。	知的な問題があり、逸脱行動などの程度は重いが、規則正しい施設生活の中で肯定的な関わりを受けたことによるプラスの面での効果が現れている。評価点の変化はこれらを反映している。	

ネグ：ネグレクト，身：身体的虐待
心：心理的虐待，性：性的虐待

養：児童養護施設，家：家庭，保：一時保護所

(2) 主に行動上の問題が悪化した事例

(表 1-2)

適切な養育環境を手に入れることによって改善する問題は多いが、反対に悪化したり、新たに出現してくる問題の存在が従来の調査研究から明らかにされている。たとえば、我々が実施している被虐待児の前方視的追跡調査では、攻撃的行動、反社会的行動、自傷行為は新しく安心できる生活を得た後で出現することが多いという結果が示されている。また情緒障害児短期治療施設に入所した被虐待児の縦断的研究において、入所後6ヵ月の時点での状態像の変化を調べているが、新たに出現する率の高い項目として、他児に対する攻撃(17%)、けんか(22%)、他児への怪我を負わせない程度の暴力(18%)、不活発(無表情19%、暗い表情19%)が挙げられている。不活発を除けばいずれも攻撃的、逸脱的行動である。入所前の生活の中で暴力や暴言に曝されていたことを考えれば、子どもが激しい攻撃性や行動のコントロールの悪さをもつのは必然的ともいえる現象で、安全で受容的な環境におかれてはじめてそれまで抑圧していた否定的感情が表出されてきていると考えられる。大人との信頼関係の中で攻撃的感情や行動をコントロールする力を育てていくことが次の課題となる。さらに、これまでの調査は、この攻撃的、衝動的傾向は身体的虐待との関連が深いことを指摘している。

8~12は、主に身体的虐待を受け、養育環境の安定化とともに攻撃的・逸脱的行動が新たに出現、あるいは悪化している事例で、それらの現象が「対人関係と情緒」「逸脱行動」「集団適応」「生活技能」などの評価点の変化として捉えられている。

事例によっては、悪化しているところばかりではなく、安定した生活を過ごす中で学力や自己評価の項目では改善がみられている。子どもの状態を9項目の次元から評価しているため、回復過程における改善と悪化が各項目ごとに反映されて、子どもの全体の変化が捉えやすい。

また自記式のTSCCと、養育者が記入する形の

「子どもの行動観察チェックシート(一時保護所用)」・「ACBL-R」(児童養護施設)の両者の情報を得ることにより、自己の状態に対する主観的認知と、客観的に捉えられる症状・行動の二つの視点から子どもの状態の変化を把握することができる。それらは食い違っていることも多く、その異同は子どもの理解や必要な治療・支援のための重要な情報を提供している。

13は、被害にあったことに加えて大人に助けを求めることができなかつたことが示されており、人への強い不信と無力感の存在が明らかになった。このことが評価点の変化に反映されていた。

(3) その他の事例 (表 1-3)

個々の事例で検討した。

- ① 受けた虐待の影響は潜在し無症状で推移していたが、安定した環境が得られたことで否認されていた外傷体験の侵入症状が出現している事例(14)
- ② 外的なストレスへの反応として状態が悪化している事例(15, 16)
- ③ 治療施設での発達障害に対する積極的な治療で全般的な改善がみられた事例(17)
- ④ 適応上の問題は続いているが、安定した生活、職員との良好な関係により、わずかではあるが良い方向での変化のみられた事例(20, 21)
- ⑤ 一次調査で不足していた情報が加わったため評価点に変化した事例(18, 19)

①~④の6事例については、背景となっている要因は様々であるが、追跡期間中の子どもの状態の変化を引き起こす要因が存在している。評価点の変化はこれらの子どもの状態の変化を反映していると判断された。⑤の2事例は、新たな情報が判明したための評価点の変化と判断され、いずれも妥当性が確認された。

表1-2 総合評価の評価点の変化と妥当性の検討:主に行動上の問題が悪化した事例

No	8	9	10	11	12	13	
年齢	学童期前期	学童期後期	学童期後期	思春期	学童期後期	思春期	
性別	女子	女子	男子	男子	男子	男子	
虐待の種類	身・心	身	身・心	身・心・ネグ	身・心・ネグ	身	
重症度	2	3	5	3	3	3	
追跡時居所	保	保	養	養	養	養	
追跡期間(ヶ月)	4	2	6	3	4	6	
一次調査・二次調査	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	
評価	身体的健康	1 1	1 1	2 1	1 1	1 1	1 1
	知的能力	3 2	5 5	1 1	2 1	2 2	3 3
	発達障害	1 1	1 1	1 1	1 1	2 1	1 1
	自己像	3 2	2 2	2 3	2 3	3 3	3 3
	精神症状	1 1	2 2	4 3	1 1	1 1	3 1
	対人関係と情緒	2 2	3 3	2 4	2 3	2 3	2 3
	逸脱行動	2 3	3 3	1 4	2 2	1 2	1 1
	集団適応	2 3	3 5	1 3	1 2	2 3	2 2
	生活技能	1 1	3 3	1 2	1 3	2 3	2 1
	虐待の認識			自分が悪い	否認	有	有
TSCC	一次調査	不安、抑うつ、が臨床域、PTSDが境界域	すべて正常範囲	すべて正常範囲	不安、うつ、怒り、PTSD、解離が臨床域	怒りが臨床域、うつと空想が境界域	
	二次調査		すべて正常範囲	すべて正常範囲	すべて正常範囲	すべて正常範囲	
心理ケア		有	有	有		予定	
児童福祉施設での援助		知的な遅れを考慮し、表現方法に注意しながら甘えを受容	生育歴の理解に基づいた冷静な対応 学校・心理職との情報の共有	安心できる人との関係作り コミュニケーション技術を身につける	大人に対する信頼感、安心感を育む	学力向上への援助 被害を受けやすい傾向への援助	
妥当性の検討	一時保護所の生活が長期化している。適切な関わりにより、知的能力や自己像にはプラスの変化がみられる。また保護所が安心できる場となるとともに、過去の被虐待体験による情緒的不安定さが行動化の形で目立ってきている。それらを反映して評価点に変化している。	精神遅滞による適応の悪さに加えて、保護所の生活が安心できる場となったことで、虐待の影響が行動化されており、年少の子どもへの威圧的態度、逸脱行動が増えている。評価点の変化はこれらを反映している。	重い虐待を受けた子どもが、安心できる生活の中で、否認抑制してきた攻撃的感情を行動化している様子を見ている。TSCCは自己記述式のため、本人が意識化していない事柄は反映されない。一方ACBL-Rは、職員がチェックする形となっており、この変化を捉えている。行動観察の情報はアセスメントに不可欠である。評価点の変化はこれらを反映している。	否認の機制が強くなる中で抑制されて表現されなかった攻撃性が、安心できる居場所を得て、年少児への威嚇などの形で行動化されている。言葉での表現は困難。生活規則にも従えなくなっている。一方学習には取り組み学力がついてきている。評価点の変化はこれらを反映している。	能力的なばらつきは経験不足によるものが判明し発達障害の評価点があがった。保護所では抑制されていた虐待に起因する攻撃性が、施設が安心できる場になるとともに行動化されてきている。一方TSCCは正常化し自覚的な不安などは軽減している。評価点の変化はこれらを反映している。	安全な場を得て、精神的に安定したが、再び被害者となったこと、大人に助けを求めることができないことなど対人関係の問題が表面化した。評価点の変化はこれらを反映している。	

表1-3 総合評価の評価点の変化と妥当性の検討：その他の事例

No	14	15	16	17	18	19	20	21
年齢	思春期	思春期	思春期	学童期後期	学童期後期	思春期	思春期	学童期後期
性別	女子	女子	女子	女子	女子	女子	男子	男子
虐待の種類	性・身	身	身・心・ネグ	身	身・ネグ	ネグ・心	心	身・心・ネグ
重症度	4	2	3	2	3	4	4	3
追跡時居所	養	養	養	家庭	家庭	養	養	養
追跡期間(ヶ月)	5	6	6	6	6	6	5	4
一次調査・二次調査	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次	一次・二次
評価	身体的健康	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 2	1 1
	知的能力	1 1	1 1	2 3	1 1	3 3	1 2	2 3
	発達障害	1 1	1 1	1 1	4 3	2 1	1 1	2 2
	自己像	2 2	2 2	3 4	4 3	3 3	1 1	4 3
	精神症状	1 2	1 1	2 2	1 1	2 1	1 1	3 3
	対人関係と情緒	1 1	1 2	1 2	3 2	2 2	1 1	3 3
	逸脱行動	1 1	1 1	1 1	3 2	3 2	1 1	2 2
	集団適応	1 1	1 1	2 2	2 2	3 1	1 1	4 4
	生活技能	1 1	1 1	1 1	2 1	2 1	1 1	1 1
虐待の認識	有	有	有	あいまい		有	あいまい	
TSCC	一次調査	すべて正常範囲	解離が臨床域	不安・うつ・怒り・PTSDが臨床域	不安、抑うつ、解離が臨床域	すべて正常範囲		抑うつが臨床域
	二次調査	すべて正常範囲	うつが臨床域	すべて正常範囲		すべて正常範囲	すべて正常範囲	不安が臨床域
心理ケア	有	有	有	有			有	
児童福祉施設での援助	自分の気持ちを表現できるような援助	成長を支えていく	気持ちの受容人との距離のとり方の習得生活習慣の獲得			自己を確立する自己主張ができるように援助学習の遅れへの援助	情緒の安定楽しい生活を送れるような援助学習の援助	個別的な関わりで気持ちの受容生活習慣を身につける
妥当性の検討	家族に気遣い、強く否認され自分の中に封じ込めてきた虐待の事実が、安定した環境が得られたことで顕在化しはじめ、外傷体験の侵入症状が現れ始めている。評価点の変化はこれらを反映している。	対人関係についての評価点の変化は、家族と児童相談所との対立関係に巻き込まれ不安定になっている状態を指している。その他はほとんど問題なく、受けた虐待の程度が軽いためその影響は現れていない。	深刻な喪失体験が繰り返されたことの影響が大きい。それに加えて、学校の集団にうまく溶け込めないこと、学力が低いことが自己評価を低め抑うつ的にさせている。評価点の変化はこれらを反映している。	発達障害と診断されている。半年近くの構造化された治療施設の中で薬物療法と行動療法的アプローチを受け、セルフコントロール力を高め、全般的な改善がみられている。評価点はその変化を反映している。	発達障害と精神症状についてはその後の医師の診察で否定されたため、評価点の変化。保護所の集団では不適応行動がみられたが、学校や家庭では大きな問題はなく(あるいは抑鬱している可能性もある)、状況による表出行動の違いが評価点に反映されている。	普通通知でありながら、学業成績も低いことが明らかになったため、評価点が下がっている。一次調査時の情報不足が推定される。他はよい適応が続いている。	不本意な施設入所で無力感や投げやりな態度など適応の悪い状態が続いているが、安定した環境で、自分のよいイメージが少しは持てるようになってきている。その変化が評価点に反映されている。	対人関係で他罰的、被害的であったのが、職員に依存できるようになり対人関係が改善している。生活技能については、保護所ほど生活が単純でなくなり不足が目につけてきた。評価点の変化はそれらを反映している。

表1-4 総合評価の評価点の変化と妥当性の検討：評価点に変化のなかった事例

No		22	23	24	25	26	27	28	29
年齢(歳)		思春期	思春期	思春期	学童期後期	学童期前期	学童期後期	学童期後期	学童期後期
性別		女子	女子	女子	男子	男子	男子	男子	男子
虐待の種類		性・ネグ	ネグ	身・性	ネグ	身・ネグ	身	身・心・ネグ	身・心
重症度		5	2	2	4	不明	2	4	3
追跡時居所		養	保	家庭	養	家庭	養	養	保
追跡期間(ヶ月)		6	6	6	6	6	6	5	5
評価	身体的健康	2	2	1	1	1	4	1	1
	知的能力	1	3	1	3	1	3	1	1
	発達障害	1	1	1	1	2	4	1	2
	自己像	3	2	1	2	2	2	1	3
	精神症状	3	1	1	1	1	3	1	3
	対人関係と情緒	3	2	1	2	3	3	2	2
	逸脱行動	2	1	1	1	2	3	2	2
	集団適応	2	2	1	1	3	3	1	3
	生活状況	2	3	1	1	2	3	2	2
虐待の認識				否認			有		
TSCC	一次調査	/	すべて正常範囲	すべて正常範囲	すべて正常範囲	/	すべて正常範囲	すべて正常範囲	うつが臨床域、不安、PTSDが境界域
	二次調査	/	すべて正常範囲	/	不安、うつ、解離が境界域	/	すべて正常範囲	/	すべて正常範囲
心理ケア	有							有	
児童養護施設での援助	気持ちの受容、生活リズムを身につける	知的な遅れを考慮して小さな目標を立てて達成感を得る	/	勉強の遅れに対する援助 甘えの受容	/	本児の特徴を理解してじっくり関わる	長期の施設生活が予想されるので、フレンドホームなどを利用して社会性を身につける	大人との信頼関係の樹立	
妥当性の検討	種々の問題を抱えていて、心理ケアも受けているが状態に変化はない。資料が少ないため妥当性があるかどうか判断できない。	追跡期間中の居所の変化がなく、保護所の生活が続いている。適応状況に変化はないが、虐待の認識が少しずつ出てきて施設入所を希望するようになってきている。	知的に高く適応の良い子どもの短期間の軽度虐待。現在のところ虐待の影響はみられない。	ネグレクトで不登校であったため勉強が遅れている。少しずつやり始めているがまだ変化するにいたっていない。全体的にはいい適応が続いている。	発達障害が疑われ、不適応行動はその影響と考えられ、追跡期間での変化はない。	発達障害の診断がついており、障害特有の行動パターン、対人関係の偏りのため、適応は悪い。障害の影響が大きく環境の変化での影響はみられない。	適応状態がほぼ問題ないことに加え、虐待行為を認識して納得の上の入所であったため、マイナスの変化もみられなかったと思われる。	適応状況に変化はないのは、抑制傾向と追跡期間中に居所の変化がなかったためと推定される。	

(4) 評価点の変化がなかった事例(表1-4)

- ① 一次調査での適応水準が良好であり、その後安定した環境が得られたため良好な適応が続いていて変化がみられなかったと推定される事例 (24, 25, 28)
- ② 発達障害や知的障害が背景にあり、適応の悪さは虐待の影響というより障害の影響と考えられ、安全な環境を得ても改善や悪化がみられなかった事例 (23, 26, 27)
- ③ 追跡期間中に環境の変化がなく抑制傾向もあるため、適応状況に変化がなかったと推定される事例 (29)
- ④ 変化のみられない理由が資料からははっきりせず、評価点に変化していないことが妥当であるかについて判断できなかった事例 (22)

①, ②では、それぞれの理由で、環境の変化による状態の変化がみられず、評価点の不変はそれを反映していると考えられた。③は追跡期間中の環境の変化がないため状態の変化がみられなかったと推定され、④に関しては妥当性についての判断はできないという結果であった。

(5) 妥当性の検討のまとめ

データ数が少ないため、量的な検討は控え、質的な検討をした。総合評価点の変化の特徴により4群に分けて検討したところ、29事例のうち、26事例に関しては、評価点の変化(不変)は、追跡期間中に予測される子どもの状態の変化(不変)を反映していることが明らかにされた。2事例は、一次調査で不足していた情報が新たに加わったための評価点の変化と判断された。1事例は資料が少なく判断ができなかった。29事例中28事例(96.6%)については、評価点の変化に根拠があり、状態の変化を敏感に捉えていることが示されたため、我々が開発した半構造化面接法について、質的には妥当性が確認された。

2. 評定者に対するアンケート調査

一次調査時のアンケートでは、面接記録、全体

的構成、解説編を中心に「検討が必要」という評価が多くみられた。自由記述を見ると、ほとんどの批判は、「煩雑で使い方が分かりにくい」「量が多すぎる」ということに集中していた。一方では「内容的には妥当」「アセスメントに必要な項目が網羅している」「虐待を受けた子どもの心理アセスメントに役に立つ」という意見もあり、「すべてを実施するには時間と労力があるため忙しい現場ではできない、実用的ではない」ということに意見は集約された。

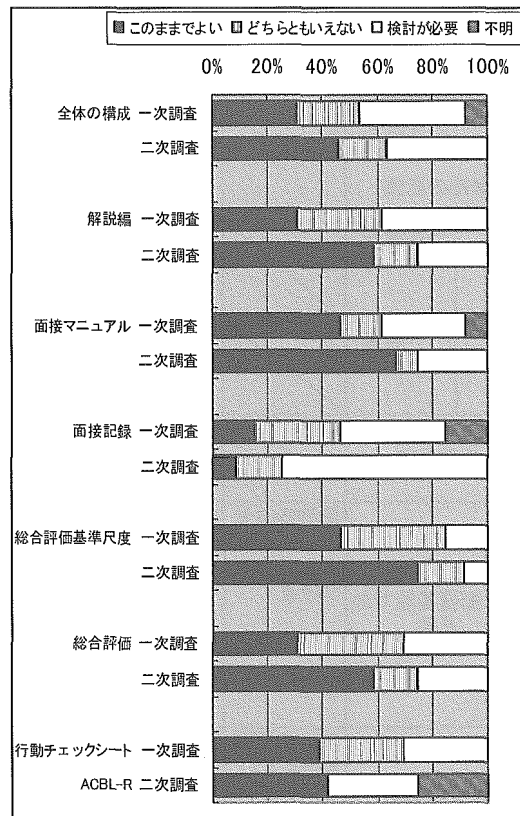


図4 「半構造化面接法」に対するアンケート結果

二次調査時点でのアンケートでは「面接記録用紙」以外は全体的に「このままでよい」が増え、この面接法に習熟することによって、実用性が増す可能性が示唆された。二次調査時点では「資料が多い」「チェックリストが多く使い方がわかりにくい」という意見が出され、また「面接記録用紙」については、一次、二次調査を通じて「使いにくい」という意見が多くを占めた。

これらの意見を参考にして、実用性を高めるた

めの検討をした。この「半構造化面接法」は、まだ経験の少ない児童心理司も使用することが想定されており、虐待を受けた子どものアセスメントの基本をすべて網羅することは、量が多くなったとしても必要なことと考えた。この面接法に習熟し経験を積んでいく過程で、対象や状況によって柔軟に質問を取捨選択することができるようになっていくことが重要と思われる。そのため、質問の量に関しては基本的には減らすことはせず、チェックリストを減らし、記録を簡便化し、使いやすさにおいて工夫をした。以下の2点について変更を加えた。

- ① 面接で使用するチェックリストを TSCC（トラウマ反応のチェックリスト）のみとして、他のチェックリストは参考と位置づけた。
- ② 「面接記録用紙」を廃止し、「サマリーシート」（裏、表で1枚）を導入した。サマリーシートには、面接内容の要点に加え、児童福祉司による社会調査、一時保護所職員による行動観察（子どもの行動観察チェックシート）、医学診断等から得られた情報をすべてまとめ、その要点を整理して記入する。総合評価を作成する時の基礎となる。

E. 結論

1. 虐待を受けた子どもの心理診断のために開発した「半構造化面接法」を使用して、一時保護時と数ヵ月後と2回心理診断を行ない、その総合評価点の変化を分析して妥当性の質的な検討を行った。29事例中28事例（96.6%）については、評価点の変化（不変）に根拠があり、子どもの状態の変化（不変）を敏感に捉えていることが示されたため、妥当性が確認された。
2. 「半構造化面接法」を使用した児童心理司に対してアンケート調査を実施し、その分析結果を参考にして面接法の一部を改訂し、実用性を高めた。
3. 今後、信頼性と妥当性の確認された「半構造化面接法」を用いて追跡調査を実施し、虐待を受けた子どもの心身の状態の推移を、心理・行

動・発達・社会的側面など9つの次元で捉え、その時々での治療・支援の種類や方法の検討、予後の良悪に影響する因子の検討などが必要である。個々の経験にそういった知見が加わることにより、「半構造化面接法」を用いて実施した最初の心理診断の時点で、子どもの状態を的確に理解し、その後の経過について正しく見極め、その予想に基づいて予後をよくするための治療・支援の具体的な計画を立てることが可能になる。

虐待の心身への影響は安全な生活を確保された後も形を変えながら長期続くことが明らかになっている。早い時期に的確な心理学的（精神医学的）評価を行い、それに基づき適切な治療・支援を提供していくことが、子どもの回復力を支え、予後をよくすることにつながっていくため、開発した「半構造化面接法」が活用されることが望まれる。

<謝辞>

本研究の実施にあたりましては、児童相談所、一時保護所、児童養護施設の皆様に多大なご協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

<参考文献>

- (1) 滝川一廣，四方耀子，高田治他：児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効利用に関する縦断的研究。平成16年研究報告書。子どもの虹情報研修センター，2005年。
- (2) 犬塚峰子，伊東ゆたか，柴崎喜久代他：児童相談所における子ども・家族のアセスメントに関する研究－児童相談所で保護した被虐待児の前方視的追跡調査。厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「児童福祉機関における心理的アセスメントの導入に関する研究」平成15年度研究報告書，2004年。
- (3) Briere J, Runz M: Differential adult symptomatology associated with three types of child histories. Child Abuse & Neglect. vol. 14, 357-364, 1990.

<研究発表>

1. 論文発表

- 犬塚峰子:児童相談所における非行相談—非行相談に関する全国調査から—,現代のエスプリ 462, 117-129, 2005.
- 犬塚峰子:「家族再統合のための援助事業」を利用した事例. 子どもの虐待の予防とケア研究会編;子どもの虐待の予防とケアのすべて追録第5号, 4459-4473, 第一法規, 東京, 2006.
- 犬塚峰子, 藪和路子, 清田晃生, 瀬戸屋雄太郎:児童相談所における非行相談に関する全国調査について(2). (平成17年度厚生労働科学研究(こころの健康科学研究事業)「児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害に関する研究」報告書, 2006年)